

(参考) 関係条文

○交通政策審議会運営規則 (抄)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を分科会に付託することができる。

2 分科会の議決は、会長が適当であると認めるときは、審議会の議決とすることができる。

○交通政策審議会海事分科会運営規則 (抄)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。

2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。